

13 服装・頭髪規定

(1) 服装

- ア 服装は常に清潔、端正、質素を保ち、容儀と品位を失わないように心がける。
- イ 登下校は必ず本校規定の標準服を着用する。ただしやむを得ない理由のため規定外の服を着用する場合は、「規定外服装（異装）届」（様式 16 改）を提出し許可を得る。
- ウ 本校指定の標準服は次の通りとし、A または B のどちらかを選択する。
- 〈冬標準服〉 A ブレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイ、セーター・ニットベスト
B ブレザー、スカート（またはスラックス）、Yシャツ、ネクタイ、セーター・ニットベスト
- 〈夏標準服〉 A 夏季用スラックス、Yシャツ
B 夏季用スカート（または夏季用スラックス）、夏季用ベスト、Yシャツ、リボン（パータイ）
- (ア) Yシャツは白無地、胸ポケット付き、襟はレギュラーとする。
- (イ) セーターは学校指定のもので色は白または紺とする。それ以外のものは認めない。
- (ウ) ニットベストは学校指定のもので希望者購入とする。
- (エ) スラックスのベルト位置は、腰骨よりも上とする。
- (オ) スカートの丈は、膝の中心とし、ウエストの位置できちんとはく。また、ベルト部を折り曲げてはかない。
- (カ) 本校規定の校章をブレザーの左襟に付ける。
- エ 冬服、夏服の着用は、次の通りとする。ただし、更衣期間を 1 ヶ月程度設ける。
- (ア) 冬服 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (イ) 夏服 6 月 1 日から 9 月 30 日まで
- オ 外装類
- (ア) 防寒具類
- a コート類は無地を基調とした、黒、紺、茶、グレー、ベージュ色のものとする。
- b ジャンパー類は派手な模様の無いものとする。
- c 防寒具はブレザーを着用した上に着ること。
- d スカートの下に長ジャージを履かない。
- (イ) 靴下・ベルト
- a スラックス着用時の靴下については、白または黒・紺等、落ち着いた色とする。
- b スカート着用時の靴下については、黒・紺または白のソックス（ワンポイント可）とし、長さは膝下から踝（足首）が隠れる長さ以上とする。冬季は模様なしの黒・紺・ベージュ色のタイツまたはストッキングを着用してもよい。
- c ベルトは、黒・こげ茶・紺色を基調とし、派手なバックルやエナメルは禁止とする。
- (ウ) 通学靴
- 黒又は茶の革靴（ブーツは不可）または運動靴とする。ただし、品位を保つものとする。
- (エ) 通学カバン
- 黒カバン、スポーツバッグ、リュックサック等で、華美なものは禁止。教科書・ノート類が入る大きさのものとする。

(2) 頭髪・装飾品

ア 頭髪は常に清潔にし、地毛に対して、パーマ・カール・脱色・染色等特別に手を加えない。

イ 髪留めのリボン等は派手でないものとする。

ウ 化粧、ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリ類は禁止とする。

(3) 体育関係

体育館シューズ（上履き兼用）、体育着は本校指定のものとする。

附 記

平成 30 年 3 月 15 日 一部改正

令和 2 年 2 月 21 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 4 年 1 月 18 日 一部改正

令和 6 年 3 月 31 日 一部改正

令和 7 年 3 月 31 日 一部改正